



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 137/2022年5月号

発行日：2022年5月25日

5月に入り、雨模様が続き、もはやもう梅雨なのかと思われるこの頃です。コロナ感染者も徐々に減少、マスク着用は夏の熱中症リスクもあり、屋外においては、会話をほとんど行なわなければ「マスク着用の必要はない」と政府推奨です。海外渡航では最大の問題となっていた日本帰国後の自主待機について、ワクチン3回目接種を終えていれば、一部の国からの帰国を除いては帰国後の自主待機が不要となり、再び海外往査も可能となりそうです。

### I. 最新情報（2022年4月1日～2022年4月30日）

#### 1. 業種別委員会

	種類	タイトル	内容	適用時期等
2022年 4月11日	公開 草案	「業種別委員会実務指針第35号「農業信用保証保険法による農業信用基金協会の監査に当たっての監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」(公開草案)の公表について	日本公認会計士協会(業種別委員会)は、2021年1月14日に監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」(以下「監基報720」という。)が改正されたことを受けて、業種別委員会実務指針第35号「農業信用保証保険法による農業信用基金協会の監査に当たっての監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の見直しを行ってまいりました。このたび、一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	-
2022年4月 18日	実務 指針	「業種別委員会実務指針第47号「特定目的会社に係る監査上の実務指針」の改正について」及び「公開草案」	日本公認会計士協会(業種別委員会)は、2022年4月14日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第47号「特定目的会社に係る監査上の実務指針」の改正について」及び「業種別委員会実務指針第65号「投資法人における監査上の取扱い」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。	

		案に対するコメントの概要及び対応」並びに同実務指針第 65 号「投資法人における監査上の取扱い」の改正について」の公表について	本改正は、次の監査基準委員会報告書が改正されたことを受けて、見直しを行ったものです。	
--	--	---	--	--

## 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

## 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2022 年 4 月 5 日	学 校 法 人 委 員 会	「私立学校振興助成法監査及び財産目録監査における「その他の記載内容」の範囲に関する留意事項」について	日本公認会計士協会（学校法人委員会）では、「私立学校振興助成法監査及び財産目録監査における「その他の記載内容」に関する監査人の作業内容及び範囲に関する留意事項について」を公表しましたのでお知らせいたします。	-

## 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2022 年 4 月 22 日	研 究 報 告	「非営利法人委員会研究報告第 28 号「公益法人・一般法人の収支計算書に対する監査に関する研究報告」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、「非営利法人委員会研究報告第 28 号「公益法人・一般法人の収支計算書に対する監査に関する研究報告」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。	-

## 5. IT 関係 (IT 委員会)

特になし

## 6. その他 (会計制度委員会等)

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2022 年 4 月 7 日	監 査 基 準 委 員 会	「2022 年 3 月期 監査上の留意事項 (ウクライナをめ ぐる現下の国際情 勢を踏まえた監査 上の対応につい て)」の公表につい て	日本公認会計士協会は、2022 年 3 月期監査上の留意事項(ウ クライナをめぐる現下の国際情勢を踏まえた監査上の対応につ いて)について取りまとめ、公表いたしました。	
2022 年 4 月 8 日	周 知 文 書 ( 通 知等)	「有限責任監査法 人の計算書類に対 する監査報告書に ついて(その3)」 の公表について	日本公認会計士協会は、「有限責任監査法人の計算書類に対す る監査報告書について(その3)」を取りまとめ、公表いたしま した。	—
2022 年 4 月 15 日	研 究 報 告	中小事務所等施策 調査会研究報告第 3号「会社法計算 書類等に関する表 示のチェックリス ト」の改正につい て	日本公認会計士協会(中小事務所等施策調査会)は、2022 年 4 月 14 日に開催されました常務理事会の承認を受けて、「中 小事務所等施策調査会研究報告第 3 号「会社法計算書類等に関す る表示のチェックリスト」の改正について」を公表いたしました。	—
2022 年 4 月 18 日	公 開 草 案	「監査基準委員会 研究報告第 1 号 「監査ツール」の 改正について」(公 開草案)の公表に ついて	日本公認会計士協会(監査基準委員会)では、2021 年 8 月 改正の監査基準委員会報告書 315「重要な虚偽表示リスクの識 別と評価」及び同 540「会計上の見積りの監査」の改正等に対 応するため、監査基準委員会研究報告第 1 号「監査ツール」につ いて所要の見直しを行ってまいりました。  このたび見直しを終えたため、「監査基準委員会研究報告第 1 号「監査ツール」の改正について」(公開草案)として公表し、 広く意見を求めることといたしました。	意見募集終了
2022 年	そ の	監査・保証実務委	日本公認会計士協会(監査・保証実務委員会)では、公認会計	意見募集期限

4月21日	他	員会実務指針「保証業務実務指針（序）「保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」（公開草案）の公表について	士の提供する業務に関する社会及び会員の理解の促進を図るため、財務諸表の監査及びレビュー業務、それ以外の保証業務並びに合意された手続業務に関する報告書及び実務指針の体系化に取り組んでおります。また、業務の品質を担保することを目的として、報告書及び実務指針の構成、要求事項又は適用指針を区分するための表現等に係る起草方針の見直し行って参りました。 監査・保証実務委員会では、保証業務実務指針（序）「保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」の検討を行い、この度一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	2022年6月13日
2022年04月22日	研究報告	中小事務所等施策調査会研究報告第4号「有価証券報告書に関する表示のチェックリスト」の改正について	日本公認会計士協会（中小事務所等施策調査会）は、「中小事務所等施策調査会研究報告第4号「有価証券報告書に関する表示のチェックリスト」の改正について」を公表いたしましたのでお知らせいたします。	
2022年4月27日	研究報告	租税調査会研究報告第38号「グループ通算制度と実務上の留意点」の公表について	日本公認会計士協会は、「租税調査会研究報告第38号「グループ通算制度と実務上の留意点」」を公表いたしましたのでお知らせいたします。令和2年度税制改正において、これまでの連結納税制度に代わり、グループ通算制度を創設し、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されることとなりました。グループ通算制度の税務実務において資するべく、連結納税制度からグループ通算制度への移行の背景も踏まえ、実務上の留意点などを取りまとめて報告するものです。	

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

#### 公認会計士法の改正について（速報）

2022年通常国会で審議されていた公認会計士法の改正案が5月11日可決・成立し近日中に公布予定です。公認会計士法の改正は、2007年以来15年ぶりとのこと。

主な改正点は次の通りです。

#### 1. 業務補助等の期間の見直し

欧州各国では3年以上の実務経験が求められていることや企業活動のグローバル化や複雑化への対応、合格者の若年化などを踏まえ、公認会計士の資格要件のうち業務補助等の期間を2年以上から3年以上に改められます。本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

## 2. 上場会社等の財務書類の監査証明業務に係る登録制度の整備：登録制の導入

上場会社等の監査に関する登録制が導入されます。欧米諸国では、上場会社などの監査を行う監査事務所は、監査監督機関へ登録を行い、監督・検査を受ける枠組みとなっています。日本でも登録制を導入し、日本公認会計士協会が適格性を確認するほか、登録を受けた監査事務所に対し、適切な業務管理体制の整備などについて、より高い規律付けをしていくようです。例えば、監査法人のガバナンス・コードに基づく組織運営や、情報開示の充実を想定してします。現状自主規制の枠組みにおいて運用されていた上場会社監査事務所登録制度を、法律の下で運用する枠組みに変更するとともに、制度の詳細設計と運用については引き続き日本公認会計士協会が行うとのことです。

## 3. 監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し

監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限についても見直されます。現行制度では、監査法人の社員が会社の役員等と配偶関係を有している場合は、監査法人と被監査会社間の独立性を確保する観点から、その会社の監査証明業務の提供ができないことになっています。共働き世帯の増加、女性活躍の拡大、監査法人の大規模化が進行する中、独立性に及ぼす影響を踏まえ、業務制限の見直しが行われます。

## 4. 公認会計士・監査審査会による立入検査等の権限の見直し

金融庁長官から公認会計士・監査審査会に委任する監査法人等に対する立入検査等の権限の範囲を見直すとともに、金融庁長官が自ら当該権限を行使することを妨げないこととなります。

国会ではCPAAOBの検査権限見直しについて「権限強化は日本公認会計士協会の自主性を損ねないか」と質問がありましたが、金融庁担当官は「あくまで当局内の権限範囲の見直し。品質管理レビューの実効性を高める観点から見直すもので、基本的な位置付けが変わるものではない」と答弁されています。

今回の改正では諸外国と平仄を合わせ女性進出の阻害要因の排除等グローバル化・国内事情に対応した改正が行われるとともに、我々中小監査法人にとって**適切な業務運営体制の整備**が求められています。

以上

### 【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703